

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」のご案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

(一社)広島建築共同職業訓練協会（広島労働局登録教習機関）は、このたび「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を開催します。

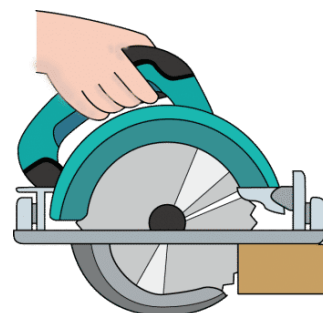
丸のこ等を使用する作業では、取り扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により毎年多くの作業者が被災していることから、幅広く使用されている携帯丸のこ等による労働災害の防止を徹底させる為、平成22年7月厚生労働省労働基準局より、事業者は雇入れ時や作業内容変更等時に、丸のこ等に関する特別教育を行うよう求めています。

また、平成31年4月、建設技能者の処遇改善に向けた「建設技能者の能力評価ガイドライン」が策定され、専門工事業団体（建築大工については全建総連をはじめとした8団体）が、評価レベルを詳細検討し、認可されました。実務経験年数と資格要件に応じた「レベル評価申請」が始まります。建築大工のレベル「2」を標準とし、「丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育」「足場の組立て等作業従事者特別教育」を修了していることが求められることとなりました。

「丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育」をまだ受講されていない方は、この機会にぜひご受講ください。修了者には講習終了後に下記の修了証（写真入り）を発行します。

丸のこ等取扱い作業従事者教育 修了証	
第 号	
令和 年 月 日 交付	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日 生	
住 所 広島県	
広島労働局長登録教習機関 一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会	

※修了証見本



【日 時】 2020年11月8日(日) 9:00~13:00

【会 場】 広島県建設労働組合 第1地域連合福山 3F 会議室

福山市東深津町5丁目 1-3

【対象者】 建設現場で働く全職種の皆さん（事業主・一人親方・労働者すべて）

【受講料】 3,500 円 ※テキスト代、修了証明書代含む。員外 4,500 円

【定 員】 35名（定員になり次第、締切り）

【申込み】 別紙申込書に記入の上、顔写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）と受講料を添えて、講習10日前までに事務所へ申し込んで下さい。

【その他】 ① 欠席の場合でも受講料の返金は出来ませんので御了承ください。

② 駐車場はありますが、収容しきれない事も予想されますので公共交通機関でお越しいただくか、満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

③ 訓練協会に加入されていない方も受講可能です。申込時氏名、生年月日、住所が確認できる書類（免許証、保険証、住民票いずれか）の写しの提出が必要です。